

平成 25 年 10 月 1 日

取引先各位

佐藤工業株式会社

消費税率引上げに伴う弊社へのご請求について

貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は弊社に対しご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

消費税の増税につきましては、平成 26 年 4 月 1 日以後に行われる資産の譲渡等に適用される消費税率(地方消費税を含む)が 5%から 8%へ引上げとなります。

一方、適用開始日以後に行われる資産の譲渡等のうち一定のものについては、改正前の税率(5%)を適用するなどの経過措置が講じられています。

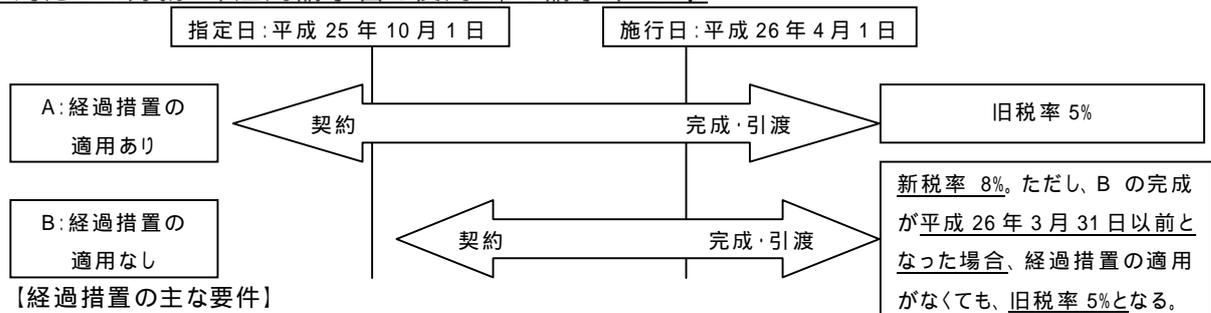
つきましては、「新税率(8%)」及び「工事の請負等の税率等に関する経過措置」に対応できるよう、下記のとおり、弊社指定の請求書様式を変更致しましたので、「新税率」又は経過措置を適用した「旧税率」でのご請求の際は、変更後の様式を使用するようお願い申し上げます。

記

工事の請負等の税率等に関する経過措置の適用を受ける場合

(平成 26 年 4 月 1 日以後の工事出来高請求等でも旧税率(5%)となる場合)

経過措置の適用を受ける場合は、経過措置の要件を満たし、経過措置の適用を受けた旨を書面で通知するものとされています。その通知は、請求書等に表示することにより行って差し支えないこととされていますので、経過措置(改正消費税法附則第 5 条第 3 項)に該当する旨の表示に対応した労務・外注用請求書を使用し、ご請求下さい。



指定日の前日(平成 25 年 9 月 30 日)までに工事の請負契約を締結している。

施行日以後(平成 26 年 4 月 1 日)に課税資産等の譲渡を行う(工事が完成する・工事を引渡する)。

「製造の請負契約」、「一定の要件に該当する測量、設計及びソフトウェアの開発等に係る請負契約」を含む。

資産の貸付けの税率等に関する経過措置の適用を受ける場合

「改正消費税法附則第 5 条第 4 項」に規定する経過措置の適用を受ける場合には、材料・経費用請求書に、経過措置の適用を受ける旨の通知を表示しご請求下さい。又は、貴社の様式による文書を添付していただいても差し支えございません。

弊社指定請求書様式の変更内容

指定様式	変更前	変更後
材料・経費用	消費税率(非課税取引)対応版	消費税率(非課税取引)対応版
		消費税率(5%課税取引)対応版 消費税率(8%課税取引)対応版
労務・外注費用	消費税率(5%課税取引)対応版	消費税率(5%課税取引【経過措置】)対応版 改正消費税法附則第 5 条第 3 項に該当

指定請求書様式は、弊社ホームページに掲載しております。

以上